

遠別町の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区分	住民基本台帳人口 (26年度末)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 25年度の人件費率
26年度	人 2,865	千円 3,835,614	千円 65,186	千円 620,948	% 16.2	% 15.8

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A	給与			計 B
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	
26年度	人 70	千円 258,708	千円 32,471	千円 95,684	千円 386,863

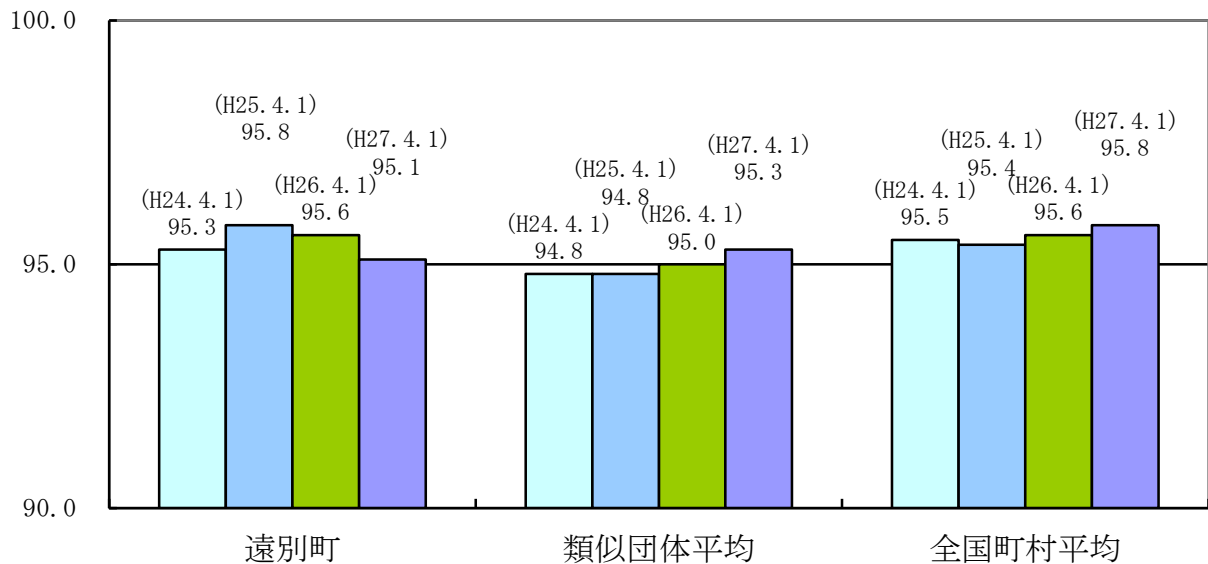
(参考)一人当たり給与費 B/A	(参考)類似団体平均一人当たり給与費
千円 5,527	千円 5,492

(注) 1 職員手当には退職手当を含まない。

2 職員数は、26年4月1日現在の人数である。

3 給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含んでいない。

(3) ラスパイレス指数の状況



(注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。

2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

3 平成24年及び平成25年は、国家公務員の時限的な（2年間）給与改定・臨時特例法による給与減額措置がないとした場合の値である。

(4) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

① 給料表の見直し

(給料表の改定実施時期) 平成27年4月1日

(内容) 一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ平均2%引下げ、若年層については引下げを行わず、高齢層については最大4%の引き下げを実施。激変緩和のため3年間(平成30年3月31日まで)の経過措置(現給保障)を実施。

他の給料表については、一般行政職給料表との均衡を踏まえて見直しを実施。

② 地域手当の見直し

遠別町では地域手当はありません。

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(27年4月1日現在)

① 一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
遠別町	42.3歳	313,756円	353,384円	346,718円
北海道	45.4歳	331,531円	399,809円	375,822円
国	43.5歳	334,283円	—	408,996円
類似団体	41.3歳	301,497円	352,840円	330,387円

② 技能労務職

区分	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
遠別町	52.1歳	4人	331,225円	381,440円	358,083円
北海道	52.2歳	283人	337,790円	369,457円	360,025円
国	50.2歳	2,994人	289,141円	—	328,318円
類似団体	49.4歳	2人	288,548円	312,119円	303,928円

(注) 1 「平均給料月額」とは、27年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース(=時間外勤務手当等を除いたもの)で算出している。

(2) 職員の初任給の状況 (27年4月1日現在)

区 分		遠別町	北海道	国
一般行政職	大学卒	174,200円	173,166円	174,200円
	高校卒	142,100円	141,708円	142,100円
技能労務職	高校卒	138,700円	141,708円	—

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況 (27年4月1日現在)

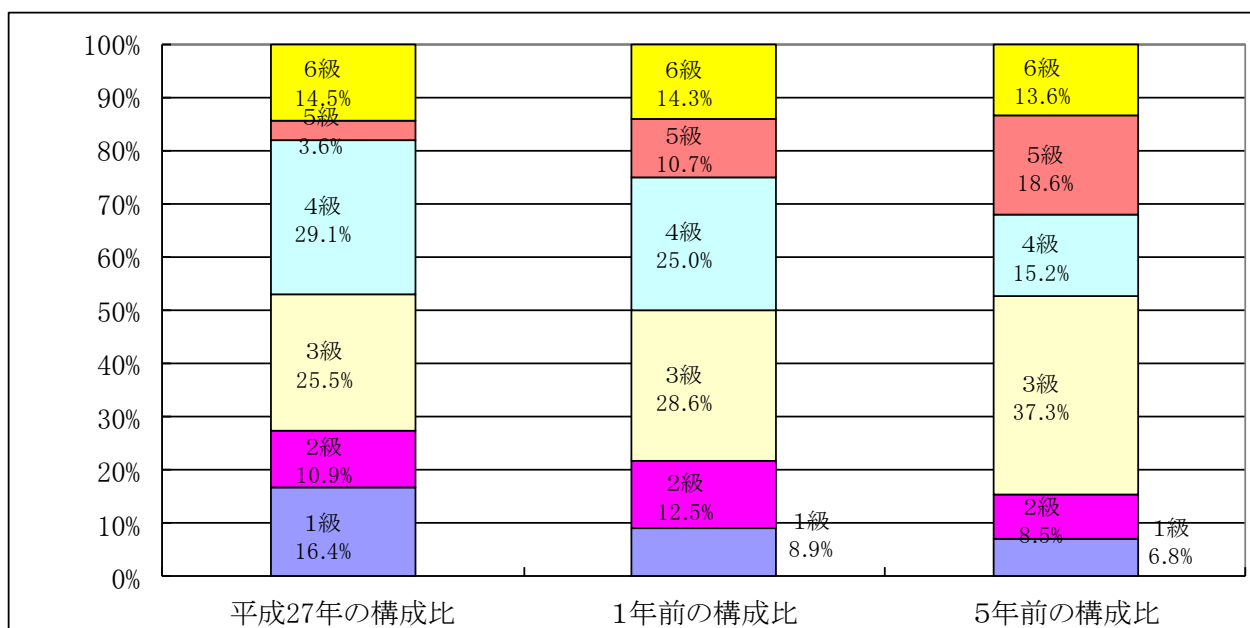
区 分		経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年
一般行政職	大学卒	238,300円	284,100円	—
	高校卒	207,200円	238,300円	284,100円
技能労務職	高校卒	—	—	—

3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況 (27年4月1日現在)

区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の 給料月額	最高号給の 給料月額
6級	課長、室長	8人	14.5%	315,800円	407,900円
5級	主幹	2人	3.6%	285,000円	390,700円
4級	主査、係長	16人	29.1%	258,300円	378,700円
3級	主任、係長	14人	25.5%	223,900円	347,700円
2級	主事	6人	10.9%	187,700円	301,900円
1級	主事	9人	16.4%	137,600円	244,900円

- (注) 1 遠別町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(2) 昇給への勤務成績の反映状況

人事評価が未実施であるため、一律昇給としている。

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

遠別町	北海道	国
1人当たり平均支給額（26年度） 1,390千円	1人当たり平均支給額（26年度） 1,614千円	—
（26年度支給割合） 期末手当 2.60月分 勤勉手当 1.50月分 （1.45）月分 （0.70）月分	（26年度支給割合） 期末手当 2.60月分 勤勉手当 1.45月分 （1.45）月分 （0.70）月分	（26年度支給割合） 期末手当 2.60月分 勤勉手当 1.50月分 （1.45）月分 （0.70）月分
（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～15%	（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%	（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%

（注）（ ）内は、再任用職員に係る支給割合である。

【参考】勤勉手当への勤務成績の反映状況（一般行政職）

人事評価が未実施であるため、一律支給としている。

(2) 退職手当（27年4月1日現在）

遠別町			国		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	20.445月分	25.55625月分	勤続20年	20.445月分	25.55625月分
勤続25年	29.145月分	34.5825月分	勤続25年	29.145月分	34.5825月分
勤続35年	41.325月分	49.59月分	勤続35年	41.325月分	49.59月分
最高限度額	49.59月分	49.59月分	最高限度額	49.59月分	49.59月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
・定年前早期退職特例措置（割増率3～45%）			・定年前早期退職特例措置（割増率2～45%）		
1人当たり平均支給額			1人当たり平均支給額		
0千円 20,168千円					

（注） 退職手当の1人当たり平均支給額は、26年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当（27年4月1日現在）

遠別町では、地域手当はありません。

(4) 特殊勤務手当（27年4月1日現在）

支給実績（26年度決算）			0千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（26年度決算）			0円	
職員全体に占める手当支給職員の割合（26年度）			0%	
手当の種類（手当数）			4	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (26年度決算)	左記職員に対する支給単価
感染症防疫手当	感染症の防疫に従事した職員	感染症患者の救護、防疫	千円 0	日額500円以内
医事研修手当	町立病院に勤務する医師	医学研究	千円 0	月額145万円を超えない範囲
夜間看護手当	町立病院に勤務する看護師	勤務の一部が深夜を通じて行われる看護等の業務	千円 0	1回につき7,200円
社会教育主事手当	社会教育主事派遣規則に基づく派遣職員	社会教育主事としての業務	千円 0	月額6万円以内

(5) 時間外勤務手当

支給実績（26年度決算）	7,696千円
職員1人当たり平均支給年額 (26年度決算)	163千円
支給実績（25年度決算）	7,450千円
職員1人当たり平均支給年額 (25年度決算)	173千円

(6) その他の手当 (27年4月1日現在)

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (26年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (26年度決算)
扶 養 手 当	<ul style="list-style-type: none"> ・配偶者 月額13,000円 ・扶養親族(配偶者を除く) 1人につき月額6,500円 配偶者がいない場合の1人目 月額11,000円 ・満15歳に達する日後最初の4月1日から22歳に達する日以後最初の3月31日までの期間にある子 1人につき月額5,000円加算 	同		千円 8,364	円 226,054
住 居 手 当	<ul style="list-style-type: none"> ・借家・借間の場合(家賃が12,000円を超える場合) 23,000円以下の場合には12,000円を控除した額 23,000円を超える場合には23,000円を控除した1/2の額(16,000円を限度)に11,000円を加算した額 ・自宅の場合 月額5,000円 	一部異	自宅の新築・購入後5年に限り 月額2,500円	千円 1,992	円 79,660
通 勤 手 当	<ul style="list-style-type: none"> ・交通機関利用の場合 運賃等相当額(月額55,000円を限度)を支給 ・自家用車等利用の場合 使用距離に応じて月額2,000~24,500円 	同		千円 0	円 0
管 理 職 手 当	<ul style="list-style-type: none"> 管理又は監督の地位にある職員に支給 ・課長等 給料月額の10% ・課長補佐等 給料月額の8% 	異	俸給表別、職務の級別等の区分により定額	千円 5,545	円 396,086
夜間勤務手当	<ul style="list-style-type: none"> 正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務する職員に支給 勤務1時間につき1時間当たりの給与額の100分の25 	同		千円 0	円 0
寒冷地手当	<ul style="list-style-type: none"> 11月から3月までの各月の初日に在職する職員に対し、世帯区分に応じて支給 月額8,800~23,360円 	同		千円 5,452	円 89,370

5 特別職の報酬等の状況（27年4月1日現在）

区 分		給 料 月 額 等	
給 料	町 長	700,000円	(参考) 類似団体における最高/最低額 828,000円 / 435,600円
	副町長	600,000円	
報 酬	議 長	225,000円	316,000円 / 171,100円
	副議長	190,000円	251,000円 / 119,000円
	議 員	168,000円	230,000円 / 100,000円
期 末 手 当	町 長 副町長	(26年度支給割合) 4.00月分	
	議 長 副議長 議 員	(26年度支給割合) 4.00月分	
退 職 手 当	町 長 副町長	(算定方式)	(1期の手当額) (支給時期)
		給料月額 × 在職期間 × 5.126 給料月額 × 在職期間 × 3.234	14,352,800円 任期毎 7,761,600円 任期毎

(注) 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期（4年＝48月）勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

部 門	区 分		職 員 数		対 前 年 数 増 減 数	主 な 増 減 理 由
			平成26年	平成27年		
普 通 会 計 部 門	一 般 行 政 部 門	議 会	2	2	0	総務付組合専従終了による減
		総務	18	17	△1	
		税務	3	3	0	
		民生	15	15	0	
		衛生	6	6	0	
農林水産		7	7	0		
商工土木		1	1	0		
		6	5	△1	再任用終了による退職不補充	
	計	58	56	△2	<参考> 人口1万人当たり職員数 195.44人 (類似団体の人口1万人当たりの職員数176.22人)	
	教育部門	12	10	△2	定年による退職不補充及び教育長対象外による減	
	小 計	70	66	△4	<参考> 人口1万人当たり職員数 230.34人 (類似団体の人口1万人当たりの職員数208.21人)	
公 営 会 企 業 部 等 門	病 院	23	24	1	看護師の採用	
	水 道	1	1	0		
	下 水 道	2	2	0		
	そ の 他	5	5	0		
	小 計	31	32	1		
合 計		101 [108]	98 [108]	△3 [0]	<参考> 人口1万人当たり職員数 342.02人	

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。

2 []内は、条例定数の合計である。

